３　本協定に基づく弁済日に、前項記載の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ、同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を求めなかった協定債権者に対しては、清算会社は、当該弁済金を大阪法務局に供託する。
４　各協定債権者は、清算会社に対し、清算会社から前３項記載の金員の弁済を受けたときは、協定債権から弁済額を控除した残金につき、その債権を放棄する。
５　１ないし３項記載の弁済を行った後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権額の割合に応じて支払う。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

奈良地方裁判所葛城支部

関係人集会期日等

令和８年（ミ）第４号
名古屋市中区栄三丁目４番２１号
更生会社　株式会社トーシンホールディングス
関係人集会
期日　令和８年11月４日午後２時
場所　東京都目黒区中目黒２丁目４番１号
東京地方裁判所中目黒庁舎１階１０３債権者集会室
会議の目的　意見聴取
令和８年10月19日

東京地方裁判所民事第20部

包括的禁止命令

令和８年（再）第１号
福岡県飯塚市本町４番22号
再生債務者　株式会社千鳥屋本家（旧商号　有限会社千鳥屋本家）
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第２号
福岡県飯塚市本町４番21号
再生債務者　株式会社千鳥屋本家
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第３号
福岡市中央区鳥飼二丁目３番６号
再生債務者　有限会社一実
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第４号
福岡県飯塚市新飯塚６番23号
再生債務者　株式会社チロリアン
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

令和８年（再）第１号
福岡県飯塚市本町４番22号
再生債務者　株式会社千鳥屋本家（旧商号　有限会社千鳥屋本家）
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福岡市中央区警固１丁目12番11号アーバンスクエア警固６階　弁護士法人みらい法律事務所　弁護士　高松　康祐
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法１９１条２号に定める事由がある。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第２号
福岡県飯塚市本町４番21号
再生債務者　株式会社千鳥屋本家
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福岡市中央区警固１丁目12番11号アーバンスクエア警固６階　弁護士法人みらい法律事務所　弁護士　高松　康祐
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法１９１条２号に定める事由がある。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第３号
福岡市中央区鳥飼二丁目３番６号
再生債務者　有限会社一実
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福岡市中央区警固１丁目12番11号アーバンスクエア警固６階　弁護士法人みらい法律事務所　弁護士　高松　康祐
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法１９１条２号に定める事由がある。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再）第４号
福岡県飯塚市新飯塚６番23号
再生債務者 株式会社チロリアン
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福岡市中央区警固１丁目12番11号アーバンスクエア警固６階　弁護士法人みらい法律事務所　弁護士　高松　康祐
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法１９１条２号に定める事由がある。
令和８年10月13日

福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第９０号
埼玉県坂戸市溝端町９番地（14―504）
再生債務者　板東由里子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月25日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１００号
埼玉県川越市岸町３丁目26番地84
再生債務者　佃　誠
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月25日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第６号
秋田県横手市外目字前村42番地１
再生債務者　柴田恵里香
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで

秋田地方裁判所横手支部

令和８年（再イ）第９９号
埼玉県狭山市大字南入曽206番地の１
再生債務者　遠藤　明美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第６７号
岐阜市溝口中184番地
再生債務者　髙橋　大介
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年11月30日まで

岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第５２号
三重県四日市市大字塩浜373番地４
再生債務者　浦崎　太一
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月24日まで

津地方裁判所四日市支部